

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	うるま市 養護老人ホームの措置に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

うるま市は、老人福祉法に基づく養護老人ホームの措置に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沖縄県うるま市長

公表日

令和4年6月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	養護老人ホームの措置に関する事務
②事務の概要	うるま市では、老人福祉法に基づき、経済的・環境的な理由により居宅において生活することが困難な高齢者に対し、養護老人ホームへの入所措置をおこなう。 措置は、うるま市においておこなうため、該当者の入所管理や、措置に要する費用の支弁、自己負担分の徴収などをおこなう必要がある。
③システムの名称	1. PLANETS高齢者福祉 2.AcrocityV3 3.MCWEL介護保険 4.WEL+福祉総合 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)高齢者福祉情報ファイル (2)高齢者施設入所情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第一 41 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第32条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条7項 別表第二の61、62項 (別表第二における情報提供の根拠) なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部介護長寿課
②所属長の役職名	介護長寿課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	うるま市役所総務部総務課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL.098-973-0606
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	うるま市役所 福祉部 介護長寿課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL.098-973-3208

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年5月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年5月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月11日	I 4. ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条・第21条 別表第二 61,62 (別表第二における情報提供の根拠) なし	(別表第二における情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条 別表第二 61,62 (別表第二における情報提供の根拠) なし	事前	記載している根拠法令等変更
平成29年7月11日	II 1. 対象人数	平成27年3月31日時点	平成29年7月11日時点	事後	
平成29年7月11日	II 2. 取扱者数	平成27年3月31日時点	平成29年7月11日時点	事後	
平成30年7月11日	I 4. ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条 別表第二 61,62 (別表第二における情報提供の根拠) なし	(別表第二における情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条7項 別表第二の61、62項 (別表第二における情報提供の根拠) なし	事前	
平成30年7月11日	II 1. 対象人数	平成29年7月11日時点	平成30年7月11日時点	事前	
平成30年7月11日	II 2. 取扱者数	平成29年7月11日時点	平成30年7月11日時点	事前	
令和1年5月24日	II 1. 対象人数	平成30年7月11日時点	令和元年5月24日時点	事前	
令和1年5月24日	II 2. 取扱者数	平成30年7月11日時点	令和元年5月24日時点	事前	
令和1年5月24日	IV リスク対策	無し	新設「IV リスク対策」の追加記載	事後	様式変更に伴う変更
令和2年6月18日	II 1. 対象人数	令和元年5月24日時点	令和2年6月18日時点	事後	評価の再実施
令和2年6月18日	II 2. 取扱者数	令和元年5月24日時点	令和2年6月18日時点	事後	評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月17日	I 1. ③システムの名称	1. PLANETS高齢者福祉 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバ	1. PLANETS高齢者福祉 2.AcrocityV3 3.MCWEL介護保険 4.WEL+福祉総合 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバ	事後	使用しているシステムの変更
令和3年6月17日	I 5. ②所属長の役職名	介護長寿課長 伊波 良治	介護長寿課長 徳山 利明	事後	人事異動に伴う所属長の変更
令和3年6月17日	II 1. 対象人数	令和2年6月18日時点	令和3年6月17日時点	事後	評価の再実施
令和3年6月17日	II 2. 取扱者数	令和2年6月18日時点	令和3年6月17日時点	事後	評価の再実施
令和4年6月17日	I 5. ②所属長の役職名	課長 徳山 利明	介護長寿課長	事後	
令和4年6月17日	II 1. 対象人数	令和3年6月17時点	令和4年5月31時点	事後	評価の再実施
令和4年6月17日	II 2. 取扱者数	令和3年6月17時点	令和4年5月31時点	事後	評価の再実施